



府縣市町村より見たる道路事業 (六)

平井良成

庶政の革新

廢藩置縣の大英斷と共に庶政の革新をも敢行した其重要な事件を掲げて参考に供する。

新律綱領制定 大寶の古律と明清の刑律とを參酌して新律百九十二條を制定して新律綱領と名づけ三年十二月之を頒布した。各藩其制度を異にしたが明治政府に於て

甫めて刑律を統一制定したものである。

縣治職制の制定 四年十一月二十七日縣治職制と縣治章程とが制定せられ地方廳の吏員職務權限が明かになつたが八年十一月三十日縣治條例を廢して府縣職制並事務章程が制定發布せられた。後十一年七月二十五日府縣職制並事務章程を廢し府縣官職制が發布せられたのである。
(第十五卷第六號二九頁及本號本題末尾參照)

戸籍法の發布 五年一月戸籍法を發布して國民住居の

状態を詳かにすることとなつた。

曆の改正 五年十一月三日太陰曆を廢し太陽曆を

頒布する事となつた即ち同年十二月三日を六年一月一日と爲し改曆を行ふた、尙祝日祭日を設け紀元節天長節日を定め且一晝夜を二十四時間に分ち日曜日を官公衙學校等の休日と定めた。改曆に關しての詔書は左の通である。

『朕惟フニ我邦通行ノ曆タル太陰ノ朔望ヲ以テ月ヲ立テ太陽ノ躔度ニ合ス故ニ二三年間必ス閏月ヲ置カサルヲ得ス置閏ノ前後時ニ季候ノ早晚アリ終ニ推歩ノ差ヲ生スルニ至ル殊ニ中下段ニ掲ル所ノ如キハ率子妄誕無稽ニ屬シ人知ノ開達ヲ妨ルモノ少シトセス蓋シ太陽曆ハ太陽ノ躔度ニ從テ月ヲ立ツ日子多少ノ異アリト雖モ季候早晚ノ變ナク四歲毎ニ一日ノ閏ヲ置キ七千年ノ後僅ニ一日ノ差ヲ生スルニ過キス之ヲ太陰曆ニ比スレハ最モ精密ニシテ其便不便モ固リ論ヲ俟タサルナリ依テ自今舊曆ヲ廢シ太陽曆ヲ用ヒ天下永世之ヲ遵行センメン百官有司其レ斯旨ヲ

體セヨ』

國立銀行の創立 金融機關として不完備であつたが經濟

状態の進展複雑となつたので銀行設立の必要を感じ五年十一月國立銀行條例を定め資本金五萬圓以上を以て國立銀行を設立するに至つた。

徵兵制の制定 四年三月親兵を召徴して中央政府の所

在地を衛戍することとなつたが翌月には地方の重鎮として四鎮臺を設置した。翌五年十二月一日に至つて徵兵の制を定むることとなつた夫れは舉國皆兵の主旨に出でたものである。其詔は左の通である。

『朕惟フニ古昔郡縣ノ制、全國ノ丁壯ヲ募リ、軍國ヲ設ケ、以テ國家ヲ保護ス、固ヨリ兵農ノ分ナシ。中世以降兵權武門ニ歸シ、兵農始メテ分レ、遂ニ封建ノ治ヲ成ス。戊辰ノ一新ハ實ニ千有餘年來ノ一大變革ナリ。此際ニ當リ海陸兵制モ亦時ニ從ヒ宣ヲ制セサル可ラス。今本邦古昔ノ制ニ基キ海外各國ノ式ヲ斟酌シ、全國募兵ノ法ヲ設ケ、國家保護ノ基ヲ立テント欲ス。汝百官有司厚ク

朕カ意ヲ體シ、普ク之ヲ全國ニ告諭セヨ』

と太政官乃ち告諭を發した、茲に其大要を述ぶる。

「我朝上古の制は兵農一致なりしも保元平治の後朝綱頽弛權勢武門の手に墜ちてより國は封建の勢を爲し人は兵農の別を爲す。降て後世に至り名分全く泯没し其弊勝けて言ふべからず。然るに大政維新の後世襲坐食の士は其祿を減じ上下自由の權を均しくして人權齊一の方針を執り再び兵農合一の制に復せしめんとす。凡天地の間一事一物として税ならざるはなし以て國用に充つ。然らば則ち人たるもの固より心力を盡し國に報せざるべからず。

西人之を稱して血税といふ。其生血を以て國に報ずるを謂ふなり。苟も國あらば則ち兵備あり、兵備あらば則ち人々其役に就かさざるを得ず。是に由て之を觀れば民兵の法は固より天然の理にして偶然作意の法にあらず。而して其制の如きは専ら法案を數百年來研究實踐せる西洋諸國に取り其足らざるを補ひて以て徵兵令を作る。郷長里正宜しく其意を體し民庶を説諭して國家保護の大本を知

諒せしむべし」と云ふに在つた。茲に舉國皆兵の古制に則りたる徵兵令は六年一月十日發布せられた、之に因て武門常職の兵事は全く廢滅に歸したのである。

學制の革新 兒童に小學教育を授け國家教育の端を

披き普通教育の普及を圖ることとなつて茲に學制を改正したのである。五年八月學制を頒布す、時の諭示に曰く「人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂ぐる所以の者は他なし身を修め智を開き才藝を長ずるによる也。而して其身を修め智を開き才藝を長ずるは學にあらざれば能はず。是れ學校の設ある所以にして日用の常行言語書類を初め士官農商工の技藝及法律政治天文醫寮等に至るまで凡て人の營む所の事學にあらざるはなし、人能く其才ある所に應じ勉勵して之に従事し。而して後初めて生を治め産を興し業を昌にするを得べし。されば學問は身を立つるの財本ともいふべき者にして人たる者誰か學ばずして可ならんや。夫の道路に迷ひて飢餓に陥り家を破り身を喪ふの徒の如きは畢竟不學よりし

て斯かる過を生ずる也。從來學校の設けありてより年を経ること久しと雖も或は其道を得ざるよりして其方向を誤り學問は士人以上の事とし農工商及婦女子に至りては之を度外に置き學問の何物たるを辨せず。又士人以上の稀に學ぶものも動もすれば國家の爲めにすと唱へ身を立つるの基たるを知らずして或は詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り其論高尚に似たりと雖も之を身に行ひ事に施すこと能はざるもの少からず。是れ即ち沿襲の餘弊にして文明普ねからず才藝長せずして貧乏破産喪家の徒多き所以也。此故に人たる者學ばずんばあるべからず。之れを學ぶに宜しく其旨を誤るべからず。之れに由りて今般文部省に於て學制を定め追々教則をも改正し布告に及ぶべきに付自今以後一般の人民（華士族農工商及婦女子）必らず邑に不學の徒なく家に不學の人なからんことを期す。人の父兄たるもの宜しく此意を體認し其教育の情を厚くし其子弟をして必ず學に従事せしめざるべからざる者也。高上の學に至ては其人の材能に任かすと雖も

幼童の子弟は男女の別なく小學に従事せしめざる者は其父兄の越度たるべき事但し從來沿襲の弊學問は士人以上の事とし國家の爲めにすと唱ふを以て學費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し之れを給するに非れば學ばざることと思ひ一生を自棄する者少なからず。是れ皆惑へるの甚しき者也。自今以後此等の弊を矯め一般の人民他事を抛ち自から奮つて必らず學に従事せしむべき様心得べき事」

と以て當時不學の徒多く教育に關しての理解に乏しく當局苦心の甚大なること此諭示に徴して明かである。

軍人犯罪の處罰 五年二月十六日太政官布告第四三號を以て軍人犯罪は自今本營本隊に於て處斷する旨を定められたが六年四月十三日太政官布告第一三二號を以て軍人犯罪律を制定せられた、即ち

凡軍人軍屬、罪ヲ犯スニ出征行軍ノ際ニ非スト雖モ陸軍海軍並ニ其律ヲ以テ處斷スルコトヲ得ヘシ若シ事常人ニ關涉シ及ヒ共犯ニ係ル者軍官逮捕スレハ軍衙ニ於テ糾問

シ、常人ハ鞆狀ヲ併セテ法司ニ交付シ法司逮捕スレハ法衙ニ於テ糾問シ軍人軍屬ハ鞆狀ヲ併セテ軍官ニ交付シ軍人軍屬ハ軍律ニ處シ常人ハ常律ニ處ス其大獄疑讞ニ係ル者ハ軍官法官合同商議シテ各自ニ區處ス

凡後備兵等其名氏軍籍ニ在リト雖モ現ニ軍役ニ服セサル者ハ仍ホ常人ト同ク法司處分シ訖テ本屬ノ軍官ニ移告ス
鐵道略則成ル 東京横濱間鐵道建築落成運轉ニ付五年

二月二十八日太政官第六一號ヲ以テ鐵道略則を發布せられた其規定する處を見るに「賃金、手形検査及渡方、途中ステーションニテ乗組並手形、偽欺者扱方、列車運動中出入禁止、痲瘡等ノ病人禁止、吸煙並婦人部屋男子出入ノ禁止、醉人不法人取扱、鐵道ニ屬スル物品毀損處理、機關車等、乗込禁止、鐵道地所ニ侵入スル者ノ取扱、旅客ノ荷物ニ關涉セサル事、高金及大切ノ物品紛失ニ關不關ノ事、牛馬獸類運送ノ事、火器等運輸取扱、爆發質アル危險物運輸禁止、荷物目錢渡ノ事、物品損害償方定限規則ニ隨ハサル者、規則等」の變革布達の如きものである。

陸軍省海軍省設置 五年二月二十八日太政官布告第六二號を以て兵部省を廢止して陸軍省及海軍省が設置せられた諸街道往還道敷取調 道路に關する制度の制定を必要とし各街道及往還とも道敷及ひ左右並木除地の間尺等取調方を五年六月二十四日太政官布告第一八九號を以て各地方廳通達せられた。

諸道傳馬所廢止 五年七月二十日太政官布告第二〇四號を以て傳馬所助郷を廢止し相對運輸の法勵行の旨を達せられた。

道路掃除の條目 五年十月二十八日太政官布告第三二五號を以て近來道路掃除の儀等閑に屬するを以て道路の制度確定まで從來の通受持區域に於て道路掃除を勵行せしむる目的を以て道路掃除の條目を發布せられた。(後掲) 監獄則の制定 五年十一月二十七日太政官布告第三七八號を以て甫めて監獄則が制定せられたが其緒言に「獄とは何ぞ罪人を禁鎖して之を懲戒せしむる所なり獄は人を仁愛する所以にして人を殘虐する者に非ず人を懲戒す

る所以にして人を痛苦する者に非ず。刑を用るは己を得ざるにより國の爲めに害を除く所以なり獄司欽て此意を體し罪囚を遇すべし」とあるを見れば其制度制定の主趣を知るに足るのである。

(出版條例改定) 明治二年五月十三日太政官布告第四四四號を以て出版條例を定められたが五年一月十三日文部省無號を以て改正を加へ左の通發布した。

出版條例 (八年太政官布告一三五號廢止)

第一條 出版ノ書ハ必ズ著述者並ニ出版人ノ姓名住所等ヲ記載スヘシ但シ一枚摺ノ品ト雖モ亦然リ

第二條 妄ニ成法ヲ誹議シ人罪ヲ誣告スル事ヲ著スルヲ許サス

第三條 圖書ヲ出版スル者ハ官ヨリ之ヲ保護シテ專賣ノ利ヲ得セシム

但シ圖書專賣ノ規則ハ追テ一般ノ税法確定ノ時ニ至テ再令スヘシ

第四條 圖書ヲ出版スルニ先ツ其書名著述出版人ノ氏名

住所書中ノ大意等ヲ具ヘ文部省ヘ出シ文部省ニテ檢印シ彼ニ付ス此レ即チ免許狀ナリ此免許ノ干支月日ヲ併七刻ス可シ

第六條 刻成ルノ後三部ヲ文部省ニ納ムヘシ

第七條 官ニ告ケスシテ書ヲ出版スル者並ニ之ヲ賣弘ムル者アレハ板木及製本ヲ没入シ罰金ヲ出サシム可シ

第八條 官許ヲ受ケスシテ僞テ官許ノ名ヲ冒ス者ハ罰金ヲ出サシム但シ未タ發覺セサル者ト雖モ亦然リ

第九條 他人藏版ノ圖書ヲ特ニ翻刻スル者ハ板本製本盡ク官ニ没入シ其事情ニ據テ罰ヲ議ス可シ

第十條 凡ソ新ニ舶來ノ圖書ヲ翻刻スル者ハ亦專賣ノ利ヲ得セシム舊版漫滅スルヲ見テ再刻ヲ願フ者ハ磨滅ノ度ニ從テ聽ス

第十一條 凡ソ著述及ヒ翻刻ノ圖書雙方ヨリシテ願出ルニ於テハ讓リ渡シヲ得テ出版自在ナル可シ

第十二條 翻譯練兵書類ハ專ラ新式ヲ崇フヲ以テ歲月ノ限アル可カラス且ツ大圖ヲ縮小シ小圖ヲ擴大ニシ或ハ

舊本ニ評註ヲ加フル等ノ如キ臨時ニ議シテ本人ニ害ナキ者ハ聽ス

第十三條 凡ソ活字ニテ出版スルモ亦此條例ニ同シ新聞

紙圖書肖像戲作等モ亦之ニ準ス

第十四條 地球上各國ノ其名ヲ指サ、レバ外國ト稱シ其

名ヲ指ハ英國佛國李國魯國米國ト稱スヘシ餘ハ是ニ倣ヘ

(出版願書雜形略)

附錄三條

一 願書中モシ著書ノ意味分明ヲササル者アレハ時トシテ草稿ヲ出サシム

一 願濟ノ書目ヲ文部省ニテ印行シ毎月或ハ隔月ニ刷出シテ書肆ニ付シ著述者ノ参照ニ便シ剽襲ヲ防ク又三都

書肆中ノ人ヲ撰ヒ年行司ヲ置テ互ニ視察セシム

一 出版ノ條例ヲ犯ス者ハ所在官廳ニ於テ糾判ス

復讐嚴禁の制 六年二月七日太政官布告第三七號を以て復讐を嚴禁する旨を告げられた曰く

「人ヲ殺スハ國家ノ大禁ニシテ人ヲ殺ス者ヲ罰スルハ政府ノ公權ニ候處古來ヨリ父兄ノ爲ニ讐ヲ復スルヲ以テ子

弟ノ義務トナスノ風習アリ右ハ至情不得止ニ出ルト雖モ

畢竟私憤ヲ以テ大禁ヲ破リ私義ヲ以テ公權ヲ犯ス者ニシ

テ固擲殺ノ罪ヲ免レス加之甚シキニ至リテハ其事ノ故誤

ヲ問ハス其理ノ當否ヲ顧ミス復讐ノ名義ヲ狹ミ濫リニ相構害スルノ弊往々有之甚以不相濟事ニ候依之復讐ノ嚴禁

被 仰出候條今不幸至親ヲ害セラル、者於有之ハ事實ヲ

詳ニシ速ニ其筋ヘ可訴出候若無其儀舊習ニ泥ミ擅殺スル

ニ於テハ相當ノ罪科ニ可處候條心得違無之様可致事

道路並木猥伐禁止 六年五月六日太政官布告第一四六號を

以テ諸道路並脇往還並木を猥りに伐取ることなからしむる旨を達せられた。

集議院廢止 六年六月二十五日太政官布告第二二

八號を以テ集議院を廢し其事務を左院に屬せしめた。

電信取扱規則 電信線架設落成に伴ひ六年八月十三日

太政官布告第三〇〇號を以テ大日本政府電信取扱規則を

發布した。

人民誘導の儘地方官へ勅諭 五箇條の誓勅中に「官民一途庶民ニ至ルマデ各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシムルコトヲ要ス」と聖旨既に斯の如きものである、此故にや六年五月二十日地方官に對し左の勅諭を換發せられた。

『朕惟フニ方今國ノ未だ開明セザルニ當テ汝等地方ノ官ニ任ジ人民ヲシテ朕ガ意ノ在ル所ヲ信奉センメントスルヤ其勞勩想フベシ夫レ善ク斯民ヲ誘導シ各其所ニ安ンゼシムル固ヨリ是牧民タル者ノ職ニシテ其任甚重シト云フベシ汝等其能旨ヲ體シ努力セヨ』

と聖旨の普及徹底に關し如何に宸襟を惱し給へるか唯感激に堪へざるの思ひがするのである。

地租の整理 神奈川縣令陸奥宗光は地租を改正して地價を標準とし米納を金納となさんことを開陳したので政府は此議を容れて地租改正條例を發布することとなつた、時は六年七月である、其月の二十八日地租改正に關して詔勅が發せられた。

即ち、

『朕惟フニ租稅ハ國ノ大事、人民休戚ノ係ル所ナリ。從前其法一ナラズ寛苛輕重率ネ其平ヲ得ズ。仍テ之ヲ改正セント欲シ乃チ所司ノ群議ヲ採リ、地方官ノ衆論ヲ盡シ更ラニ内閣諸臣ト辯論裁定シ之ヲ公平畫一ニ歸センメ地租改正ヲ頒布ス。幾クハ賦ニ厚薄ノ弊ナク民ニ勞逸ノ偏ナカラシメン主者行セヨ』

と陸奥宗光租稅頭となり明治政府地租の畫一的法規が制定せらるるに至つた。

歳計豫算 財政行政上必須的形式である歳入歳出

歳計豫算は未だ調成せられざりしが六年六月大藏大輔大隈重信は歳入出見込會計表を作成し之を頒布した。我國歳計豫算編成の端茲に始まつたのである。

僕婢馬車人力車駕籠乘馬遊船稅施行 六年一月三十日太政官第三十一號を以て政府歳入の増加を計らんとして僕婢馬車人力車駕籠乘馬遊船等に課稅することとなつた、其全文左の如し。

今般僕婢馬車人力車駕籠乘馬遊船等諸稅施行被 仰出候

條別紙規則ノ通相心得明治六年一月ヨリ納稅可致事

一、今般僕婢馬車遊船等諸稅被相定國內一般施行被 仰

出候ニ付テハ各管内ニ於テ別紙規則ニ照準シ明治六

年一月一日ヨリ收稅ノ儀可取計事

一、右稅金ハ半年分ツ、相纏メ前半年分ハ其年八月後半

年分ハ翌年三月限リ可相納其節現額員數増減ノ廉々

別紙表示ノ通相製シ租稅寮ヘ可差出候

(別紙省略)

一、從來取立來候納稅ノ内今度被定候僕婢馬車人力車駕

籠乘馬遊船等諸稅ト同種ニ屬シ候向ハ都テ別紙規則

ノ通改正致事

一、右諸稅ハ全國一般ノ稅ニテ全國ノ經費ニ相充候儀ニ

付其土地限リ道路橋梁ノ修覆或ハ貧民教育小學費用

邏卒入費等ニ宛テ候爲メ同種ノ諸品上ニ付テ別ニ稅

額ヲ立テ幾分ヲ増稅セシメ増分ヲ以テ右ノ入費ニ充

テ候儀適宜次第不苦候得共其都度租稅寮ヘ届出

可申事

一、從前伺ノ上取立候分又ハ伺ヲ不經其應限リ取立候分

トモ今般更ニ租稅寮ヘ届出可申事

右之通相達候事

明治六年一月 大藏省

僕婢馬車人力車駕籠乘馬遊船等諸稅規則

第一條 僕 婢 稅

第一則

一、皇族の外華士族平民ニ至ル迄家用向ニ使用致シ候

從僕ノ類ハ其身分ニ關セス十八歲已上ハ一ケ年金二

十五錢十七歲以下ノ者ハ同様金十二錢充其主人ヨリ

可相納事

但其年召抱候者或ハ一ケ年未滿ニテ暇遣シ候類ハ前

後其日數ニ割合可相納事

第二則

一、下婢ハ上任下仕ニ論無ク十八歲以上ハ一ケ年金十二

錢十七歲以下ノ者ハ一ケ年金六錢充其主人ヨリ可相

生糸製造取締規則 生糸の粗製濫製の弊甚しく詐偽の製品

も少からずして貿易取引上信用を害せらるること大なるものあるを看取し之が防止策として製造の取締を爲すに至つた、此規則の發布は六年一月三十日である。

犯 姦 律 家族制度の維持風紀取締上の必要があ

るので犯姦、親族相姦、姦三家長妻、姦部民妻者に對し特別の刑罰を加ふるを適當とするので六年二月八日之れが特別刑律を發布した。

郵 便 規 則 四年二月郵便法を制定し郵便切手を發

行することとなつたが更らに六年三月十日郵便の統制を計らんが爲めに郵便規則を發布した又同年十二月十七日改正を加へた又七年九月三日には郵便爲替法をも制定し翌八年一月二日より施行した。甫め郵便規則を制定するに當り當時政府の企圖する處の主旨は五年三月大藏省の

公表したる所に依り明かにせらるる其文に曰く、

凡そ國の稱ある所以のものは人民其言語風尚を一にし政令緒ありて權利相悖らず相交の誼を通じて其憂樂を同ふし千里の遠きに離隔するも一區の近に住する如く共に憲典に遵由して能く一社の友情を遂るを云也今夫れ交情を相通じ均しく政令を相奉じ一社の友を爲す者は僻境邊陲に至る迄郵便の道自在にして互に信書を往復し歡を報じ苦を告げ有るを以て無きに易へ婚媾貿易製産開墾東に起るを西に報じ南に止むを北に諫め四方の物情響應する所になり我其國內の社友のみならず海外萬里の國と雖ども互に交際の道を開き彼我の民人來往し亦朋友の好をなせば隨て往復の信書あり必ず郵便無かるべからず故に歐米兩洲の國に於ては重く驛遞の官を置き或は公入の財を費し一に郵便に従事せしむ已に昨年米國の政府殆んど五百萬元の大金を郵便一事に費せりと此理も深く沈思せざるべからず夫れ歐米國民の如きは素より政府の力を借らずして陸に鐵道の車を轉じ海に火輪の船を浮べ物貨運輸行

旅の往來萬里遠隔の土地と雖ども絶て障碍ある事無く之を能く掌るの知識有と雖ども現に利あるを見るにあらずれば業を開くに力無く決して荒陬僻野迄二三の信書を達するを得んや況や海外郵便の如きは甲に送る一封の書も乙丙丁の數國を歴て之を達するものなれば固より會社或は一商の能く得て辨すべき業にあらずは獨り政府の當て任ずる所にして乃ち其施設ある所以なり古來我國信書の事は一に商民の私業に歸し政府是に與からざるより往復最も滯滞して喩へば陸羽に住する人肥薩の人に書を送るは唯幸便を待つのみにて多くは年を経月を重ね或は達するに道を知らず況して北海道の遠きに於ては恰も絶海無航と同じく聲音幾んど阻隔して民俗土風異境の看をなさんとす、しかのみならず既に外交ありてより彼の民我地に住する者萬を以て數ふるに至り又我民の彼に遊ぶ千餘の數に及ぶべし互に文書の往來あれども我より之を達する道なく彼の國政府の驛遞院より官吏を横濱等に派出して此往復を司らしむ、堂々たる我帝國にして斯る大典

を缺きたりしは實に此民の不幸と謂ふべし故に左の郵便規則の通り海内一般郵便の方法を開き僻邑邊村に至る迄信書不達の地無からしめ併せて新聞書籍見本品を廣く之を遞送せしめ交誼を處し文化を擴め貿易生産繁殖の本凡そ民人に益ある郵便の事は驛遞寮に司らしめ國の國たる由縁を實にし終に海外通信の國何れの土地も吾郵便切手を以て音書自由の約を成し此缺點の憾無からしめんとの御趣意なれば衆庶能くこの理を解して其隆渥の國恩に報ずる事を勉むべき也。

新聞紙發行條目 六年十月十九日新聞紙條目を發布せら

れた、其内容を掲ぐれば左の如し。

第一條 各箇ノ新聞紙ハ各箇ノ題號ヲ具フヘシ

第二條 新聞紙ノ附録ニハ必ス本紙ノ題號ヲ記スヘシ

第三條 新聞紙ノ本紙ヲ出サスシテ唯附録ノミヲ出スヘ

カラス

第四條 官准ヲ乞フテ書面ニ一タヒ許可ノ印ヲ得レハ毎

號ヲ出シテ検査ヲ受クルニ及ハス但願書ハ書籍出版

條例ノ雛形ニ據ルヘシ

第五條 每號印行ノ年月ハ印行ノ地名編輯者印刷者ノ苗

字名及號數ヲ記スヘシ

第六條 刻成後一部宛文部省及ヒ管轄廳ニ納ムヘシ

第七條 天變地異火災軍事物價物産貿易生死嫁娶官報文

學工藝遊宴衣食田宅洋書譯文海外雜誌其他世上ノ瑣

事等事ニ害ナキ者ハ錄入ヲ許ス

第八條 四方ヨリ寄セ來ル書類並贈答ノ書牘文章雜誌等

其苗字名ヲ知ルヲ得ヘキニ於テハ皆之ヲ記スヘシ

第九條 官准ヲ乞ハスシテ新聞紙ヲ發スルヲ禁ス

第十條 國體ヲ誹リ國律ヲ議シ及ヒ外法ヲ主張宣說シテ

國法ノ妨害ヲ生セシムルヲ禁ス

第十一條 政事法律等ヲ記載スル事ニ付妄ニ批評ヲ加フ

ル事ヲ禁ス

第十二條 猥リニ教法ヲ記入シ政法ノ妨害ヲ生セシムル

ヲ禁ス

第十三條 衆心ヲ動亂シ淫風ヲ誘導スルヲ禁ス

第十四條 無根ノ言ニ託シテ人罪ヲ誣ル事ヲ禁ス

第十五條 在官ノ者官中ノ事務ハ勿論或ハ外國交際ニ係

ル書類ハ瑣細ノ件ト雖トモ私ニ掲載スル事ヲ禁ス

但公布ヲ經ルノ文書類ハ其長官ヨリ差圖ノ分ハ此限

ニ在ラス

第十六條 凡記載シタル事件ニ付錯誤アラハ必ス之ヲ改

ムヘシ

第十七條 凡記載ノ事件ニ付疑問スヘキ事アル時ハ編輯

者辯解ノ責ニ任スヘシ

第十八條 禁令條例ニ背キタル時ハ律ニ照シテ處斷スヘ

シ

內務省の設置 六年十一月十一日太政官第三百七十五

號布告を以て內務省を置かれ勸業、警保、戶籍、驛遞、

土木、地理、測量等の行政事務を管掌せしむることとな

つた。(未完)